

令和 5 年 8 月 2 4 日

令和 5 年度第 2 回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

2 報 告

3 議 題

- (1) 市立小中学校・保育園から生じる給食調理くず等の処理について
- (2) プラスチック資源循環促進法に係る対応について

4 その他

## 市立小中学校・保育園から生じる給食調理くず等の処理について

市立小・中学校、保育園で発生する給食調理くず等の資源化・堆肥化事業については、平成19年3月の二枚橋焼却場の全炉停止以降は、各学校、保育園への生ごみ乾燥処理機の設置とあわせ、学校給食の残渣やその調理くずを肥料化実験の対象として整理し、およそ15年が経過しようとしています。

その間、食品リサイクル堆肥の製品化が進み市場性が認められるなど、有機性資源の循環システムが確立されてきていることを受け、平成27年3月には老朽化が進む生ごみ乾燥物肥料化実験施設の閉鎖とあわせ、小金井市食品廃棄物肥料化等事業検討委員会を休止し、生ごみ乾燥物をリサイクル堆肥資材として製造者に売却の上、製品化されているリサイクル堆肥を購入する方法へと転換してきました。

一方で、経年劣化が進む生ごみ乾燥処理機や市内農家や市民の皆さんへの無償配布とすることの意義については見直しが進んでいない点があります。

令和5年6月12日開催の令和5年度第1回小金井市廃棄物減量等推進審議会に新たな生ごみ資源施策について見直しに着手することを報告したところ、市民ボランティアの活動により支えられている土曜生ごみ投入事業を活かすものとすることや、学校の中で生ごみを集めたものが堆肥になり、その堆肥を使った農作物が学校給食に使われているという循環利用の可視化を進めること等の意見が示されつつ、生ごみ乾燥処理機から近隣の民間処理施設における堆肥化を進めることについては概ね了承が得られたところです。その後の検討状況については下記のとおりです。

### 記

#### 1 堆肥化施策方法の変更による効果

- (1) 多摩地域内民間処理施設の活用による小中学校及び保育園の給食調理くず等の安定的かつ適正な食品リサイクルルートの確立
- (2) 小中学校及び保育園の給食調理くず等の資源循環に係る経費の見直しに係る事業全般の経費削減
- (3) 食品リサイクル堆肥の活用によるSDGs教育の推進

- (4) 市内で発生するCO<sub>2</sub>の抑制及び電動生ごみ処理乾燥機の撤去による消費電力の削減
- (5) 製品化された食品リサイクル堆肥（完熟肥料）の活用範囲の見直し

## 2 処理施設（予定）

事業者：株式会社イズミ環境

所在地：東京都八王子市南大沢3-24

事業名：八王子バイオマス・エコセンターリサイクル事業

保有許可：一般廃棄物処分量（八王子市処分量第007号）

中間処理（堆肥化） 事業系一般廃棄物（厨芥）

登録再生利用事業者（農林水産省・環境省13-15）

食品循環資源の再生利用事業（肥料化）

肥料生産業者届出（東京都24-106）

肥料名称 イズミちゃん堆肥

## 3 堆肥化処理事業者の取り組み内容等

学校や保育園から排出される給食調理くず等は、上記2の施設にて発酵堆肥化処理によって堆肥へと再生し、給食調理くず等の排出元である小中学校には無償で生産堆肥を提供し、環境学習・食育活動促進の一助とする。

同施設への投入量の5%にあたる量の堆肥が市に無償で還元されることから、環境と共生する農の拡充に向けて市内農家への土づくりの取組等の支援は継続する一方、食品循環資源の再生利用事業の採算性が確立された現状にあっては、市民の皆さんへの無償配布については取り止めることとしたい。

## 4 小中学校及び保育園の給食生ごみの処理方法等の変更点及び課題

これまでは、各学校に設置された生ごみ乾燥機により乾燥化された給食生ごみを、堆肥化することのできる事業者が引き取り、市は、乾燥生ごみをもとに生成された堆肥を事業者から買い取り、市内農家及び希望する市民に配布を行ってきたところではあるが、今後は、生ごみ乾燥機を撤去し、給食生ごみを堆肥化処理施設にて処理を行い、堆肥化施設から供与された堆肥を小中学校、保育園及び農家に配布することとしたい。なお、これまで学校では、花壇、子どもたちが育てる植木等の肥料を購入し使用していたが、リサイクル堆肥を使用することで、資源循環、環境

学習、食育等に活用していただきたい。

なお、家庭用生ごみの土曜生ごみ投入等について、校内に設置した生ごみ乾燥処理機に投入、処理を行ってきたが、生ごみ乾燥処理機を撤去することに伴い、今後の土曜生ごみ投入等の対応について課題ととらえているが、撤去後についても、土曜生ごみ投入を継続し、給食生ごみと同様の処理を行うことといたしたい。

## 5 小中学校及び保育園の給食生ごみ処理の施設に係る主な変更点

(1) 専用ダストボックスの設置（→生ごみ乾燥処理機の撤去）

(2) 給食生ごみの保管方法

ビニール袋（二重）に給食生ごみを入れ、袋から生ごみが漏れないように、しっかりと口を結び、専用ダストボックスに保管する。

(3) 回収回数

ア 小・中学校 週3回（月・水・金）、年間100日程度の回収

イ 保育園 週3回（月・水・金）、年間120日程度の回収

(4) リサイクル堆肥の活用

ア 小・中学校及び保育園の畑・花壇等で活用

イ リサイクル堆肥使用地場野菜の給食への提供

リサイクル堆肥を使用している農家に対し、学校給食に地場野菜を提供するよう促すとともに、すでに学校給食に提供している農家については、学校及びJAとの連携を深め、「くるカメ給食」の周知・啓発を推進する。

## 6 家庭用生ごみの土曜日生ごみ投入等の変更について

これまでは、学校に設置していた生ごみ乾燥処理機に投入していたが、生ごみ乾燥処理機の撤去に伴い、学校に設置する専用ダストボックスに生ごみを二重の袋（ビニール袋）に入れて投入することに変更したい。

また、清掃係指導班が戸別回収している生ごみ乾燥物についても適切な頻度で混合処理できるように調整することとしたい。

## 7 新たな資源化施策の実施目標

令和6年4月1日から

8 経費比較

別紙「生ごみ資源化施策に係る経費の比較について」参照

9 周知方法

市報こがねい、市ホームページ、ごみ分別アプリ、X（旧ツイッター）、市政だより等

市立小中学校・保育園から生じる給食調理くず等の処理について（補足資料）

図1 現在の状況



図2 令和6年度以降の目指す姿



プラスチック資源循環促進法に係る対応について

1 プラスチック資源循環促進法の仕組み

(1) 市区町村の役割

【法第6条】

市区町村は、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集（容リプラ・製品プラの一括回収）、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努める。

【法第31条】

プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定する。

具体的な措置は、以下より市区町村の状況等に応じて選択することができる。

【法第32条】

環境省令で定める基準に適合する分別収集物を、容器包装リサイクル法に規定する指定法人である（公財）日本容器包装リサイクル協会に委託し、再商品化を行なう方法。



現状では、プラスチックごみの一括回収したあと、容リプラとそれ以外に選別し、それぞれ別々のルートに乗せているが、必要な手間（運搬や処理）を省くことができる。

【法第33条】

市区町村が単独又は共同で再商品化計画を策定し、国の認定受けることで、その認定再商品化計画に基づいて再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法。



認定計画に記載された再商品化事業者と連携して再商品化を行う際に、市区町村と再商品化事業者がそれぞれで行っていた中間処理工程の一本化をすることができる。

※同法に基づく方法は上記の2通りであるが、従来から行われている独自処理（民間処理施設に搬入して資源化すること）を妨げるものではない。

※同法は、開始時期に関する具体的な定めも、実施しない場合の罰則等についての定めもない。

## (2) 小金井市の方針

連携して33条に取り組む再商品化事業者が近隣にいないこと、当市はすでにプラスチックごみの一括回収を実施済みであり、かつ清掃関連施設整備事業において、令和7年4月頃に本格稼働を目指す資源物処理施設が取り扱う品目の中にプラスチックごみが含まれることから、施設の整備状況にあわせて製品プラの処理方法の見直しを行うことができるため、32条を選択することを検討している。

## 2 小金井市の収集及び処理方法について

現状	見直し後
プラマークの有無にかかわらず、材質が100%プラスチック製品のものを「プラスチックごみ」として一括収集（＝容リプラ・製品プラの一括回収を実施済み）	
野川クリーンセンターにて積替・保管後、民間処理施設へ運搬して中間処理 ① 容リプラはベール化 ② 製品プラは残渣とともに浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設に運搬	資源物処理施設にて中間処理 容リプラと製品プラを混合ベール化
① 容リプラベールは容リ協会が指定する再商品化事業者へ引き渡し、再商品化 ② 製品プラ類は、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設にて焼却処理	混合ベールを容リ協会が指定する再商品化事業者へ引き渡し、再商品化

※ここで言及する「製品プラ」は、小金井市がプラスチックごみで収集する「材質が100%プラスチック素材の製品」のことである。

## 3 プラスチックごみの処理費用の比較

### (1) 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設稼働前

ア 中間処理（廃プラスチック選別委託）	56,800千円
イ 容リプラ（プラスチック製容器包装再商品化委託）	1,000千円
ウ 製品プラ類（廃プラスチック資源化処理委託）	18,800千円

### (2) 現状

ア 中間処理（廃プラスチック選別委託）	56,800千円
イ 容リプラ（プラスチック製容器包装再商品化委託）	1,000千円
ウ 製品プラ類（浅川清流環境組合負担金に含有）	



### (3) 見直し後

- ア 中間処理（資源物処理施設運営管理委託に含有）
- イ 容リプラ（プラスチック製容器包装再商品化委託） 1, 000千円
- ウ 製品プラ（製品プラスチック再商品化委託） 31, 500千円（見込）
- エ 可燃残渣（浅川清流環境組合負担金に含有）

## 4 分別の基準について（法第31条関係）

### (1) 環境省令及び分別収集の手引き

市区町村は、環境省令及び環境省による「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」に従って分別の基準を定めることとされているが、それよりさらに対象を絞ることも可能とされている。環境省令の分別収集物の基準は、「原材料が主としてプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物」となっており、手引きには具体例として157品目（CD等）が例示されている。

### (2) 小金井市の分別の基準

環境省令よりも限定的な「小金井市ごみ・リサイクルカレンダー」を基準とし、「材質が100%プラスチック製品のもの」を対象とする。

理由は、本市では、平成18年度からプラスチックごみの一括回収をしているため、市民に浸透している収集方法を変えないですむことと、近年、プラスチックごみの中にリチウムイオン電池等が混入していたことから資源化処理施設で処理中に発火する事故が頻発しており、収集対象を「大部分がプラスチック製品のもの」に拡大することで、禁忌品が混入するリスクが増えることを危惧するため。

なお、（公財）日本容器包装リサイクル協会も、禁忌品等の混入を防ぐことが難しい場合はプラスチック素材100%のものに限定することを推奨している。

### (3) 周知方法

令和6年度版小金井市ごみ・リサイクルカレンダーのプラスチックごみのページにおいて、その他プラスチック製品の欄を拡大して具体的な品目の写真（例えばストローやカトラリー等）を増やし、より分かりやすくなるよう工夫する。

### 【イメージ図】

小金井市の燃やさないごみ  
＝金属・木・ゴム等の複合品

分別収集の手引き（157品目）

※原材料が主としてプラスチックであるもの

小金井市のプラスチックごみ  
＝材質が100%プラスチック製品